豐山玉石集

二

和書門
類 二八六六五號
函 八四
架 八
冊 四

内閣文庫
和書
類 二八六六五 號
冊 四
函 一
架 九二

内閣文庫
番號 和 28665
冊數 4 (2)
函號 192 279

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫圖書之印

豐山玉石集

四冊之内

貳

国立公文書館
National Archives of Japan

一

藥師堂　三間四方

本尊ハ左像三尺脇侍ハ古のまゝ　脇侍ハ日光
月光十二神將　御ハ河梨帝母の像と安置す　傳
聞ハ當所の人八日夜市姫ハ依陽位の人なり
後し来ひ日光月光ハ晝夜を分てまり十二神ハ
十二時をまり十二神ハ天七十九夜丹神隨從し
夜てハ八百四千の眷屬有　亦ハ一晝夜の間ハ八萬
四千の眷屬有八百四千の眷屬神異代ハ其為を
まりおふしとい（ハ脇れ）ハ中ハ其まゝ後を義な
ん利　況我ハ名号一徳其耳に　亦為悪除身
心安樂なんと　誓ひ　後人か伝作せさる
べからず　して本尊の仏ましませハ必ず
依しまる屋しとまれハまや天王寺法隆寺を

既に比叡山の中堂を立て伽藍
多くの菩提を安置するとや
雖も東照宮の霊廟八国
はれ給ふ所の菩提の宗源なれ共
かや　神武天皇より代東門当代のめくみ
四海なびき靡き民安堵なるべしといふ
もしなるべしや　海内に礼拝して天下泰平を
祈り神慮の第一なり　敬しまるべき事なり
菩提寺は黄山田に大伽藍を相建て往古
聖武皇帝観音堂を東建立し十三宗を崇奉
安置し菩提寺加東給無今の像是也彼堂
破壊し後仮に仮堂を安置彼の像又假堂
破壊し後本入置千愛除堂予思今伽藍堂を

多大有り菩提寺は黄山田に在り関如し弟一也且
黄山田は寺を大成不遂に出世の死去甚多建
立に於ては令恭敬渇仰者身心堅固に病無
除寿命長久の所を修造出世成就者れ然則
自身仏法を可者一助に依之去寛保三癸
亥年三月十二日南都寺社不石是仏馬寺度近
寺頭号逐京都法司代牧野備後守殿迄通達
有り江戸表被申達同年四月十二日願通仰
免之旨於南都奉行不可依寄同年五
月九三日小池坊住人上田屋左衛門山口役人脇口
原八等引率数十人自去廻於山内村令見分又
令伐採左衛於土郷寺被申渡之同年九月上旬伐木
用要寺集同十月十日鉋立今延享元甲子年

七月八日柱立同九日上棟規式屋根瓦葺仏像等
安五月中令成就畢右小池坊一代聖賢僧正令
造立之他之助力之輩道者等願者や
造立之功德上從佛界下至衆生男平等利益
同成無上菩提無入佛供養法會
小池坊第九三世僧正聖賢敬誌之
本尊從古来冠帯御十三重塔如是高刹
日光月光十二神将河梨帝母水天等像白聖賢
造之大佛師京都法眼民部卿延享元甲子年六月十日
畢供養成就年

當山地主瀧蔵權現 三社各表一間半裏二間半 拝殿壁十間横三間

為山の神名帳に見る瀧蔵大菩薩といふ此社は三社

第一殿は新宮権現は女体薬師の姿なり地蔵菩薩の眷
第二殿は瀧蔵権現は老父の形なり地蔵菩薩并
第三殿は石蔵権現は比丘の形なり地蔵菩薩
大石を双神仏とす社門より奥まり所也只仏菩提地中に入て成大なる事を
なぞらえ世人誤石といふて清浄すべきものなりと
神武天皇門宇明星天子瀧蔵の御名を備て祭
しもふ 瀧蔵山初開川上 三十六町十丈 一重武天皇御宇天平五年八月
十五日夜長谷観音堂の左脇一平坦の地に明星天子
降臨して比丘僧の形を現し仏道上人に告て曰我を
見上古より三神の四の地主なり今為て十面堂を造
護せんと約しもふ依て羽を生て飛ぶ社殿は
長谷八村の法華なり年三月十日発起す氏人
堂集て堂僧を奥り方丈古坊出席ト二箇の
法要を勤て法楽を供ふ真御武者之なり吹唐

元年に赤衣大に早き川端山麓村に屑を
撰びて雨を乞へとも其効なし依て行雨を
良叡和尚に頼ふ和尚慈悲深く法花を誦し
神留に祈り祈願を卒して三日機根と云題の
法華経を誓む法花経を唱へ奉る時雲地移して
北嶺に聳ひき法席に出ずるや忽ち雨降れり
南服に溢れ人民感悦し伶倍琴歌す
和尚法徒に向て曰赤平生所法の霊験一華
又水天に借て速疾に重誓を立る事八徳東
勤の徳を所なり子ホ是を思へと互に加護感
感の速なるもし和尚久東勤の力なりと云
さく法門の深義神天を感動せしめ加護あり
偏に郡伊時諸社有神系附社城上邑々無大社因

當社瀧蔵社伊時諸社 石蔵社伊時再号新宮社二社御子
速玉ノ命

一

愛染堂 表三間裏二間半 本尊 クンケイ作

古号八古仏なり世人尤崇敬なり人皆敬のあるとも人
されたるや絶て伝明なの出云を聞たれは能念切
晃夫望生父母妻子を想所願之業皆得成就い
たれか伝聞せざるを乎人や此堂に参詣
に高原の伝有所より尤崇敬あるべき事なり

一

彌勒菩薩 其際菩提に要す往古八浄勤業の
古号なり是菩提の導師なり此仏流也数徳し
て能為三会の値遇を行なるべし 祈る青山八

都率天高観世音院をつくりとり八菩山伝作の人を
同添を除し京より牧母安寺を建かし又法勤観音
寺より西方蓮花経の写をれ真門流の原義仏智へし

求聞持堂 光能法院

常州水戸林清房宥仲同全能房寛海二師より
九法を伝し成八方地山に登りて勤め又八朝熊岳より
籠りて修せるも数度頃者地を捨て花この重瑞
ちと感せしかハ常より菩山宮宗の人を山として代道場
ちきもを願ふ人人を同して衣鉢を依きて送る
の者を喝起し

化主僧度僧忍（後に僧忍真玄をかして黄金若
干を良枝ちと法ひられハ物成成随意にし

洋施を添（正徳三癸巳年慶を東北の間に
拓て求聞持堂を建ち寺木堂等の支具を新造し
又一宇を造り能仏法頼の寺をれいとも能法院
と名つけ古寺の供物を潤行者の休息所とす
常に一僧を置て行者を護持せしめんとす
其資粮をいうせんと深し一分を成し播州射和冨山氏
黄金百枚を拾て勧学院（家門せんとす代事を
決て五十枚金を以能法院（所寄それより供料なと資
より物かし年を進て繁昌し又去る年江戸深勤寺
現住義林法師江州北郡寺に生せし日黄金五十枚
勧学院（寄附し其分を年と枚に分ち與へ
永代史持院行の費に充ふる其慶八観音菩薩
東の方蓮迫して入る事数百歩峻顕に傳法谷に

孫む叢こたる松の嵐ハ浮世の夢を遠ざけ清く
たる水の流ハ安悲の垢を除き宝を絶乳の説な
かをつる禅寂の霊場なれハ冥府の姿なり皇一十二年
今を至る迄芳猶の大流の中かたるく隠まる志
絶を隨分の悲地を切たる志勝て斗度かる人
あ仲悔二師の切懇師なるべし

一 抑ハ普山ハ往古も決教書の有るに冥山徒道
上人既ハ此法を隠して悲地を切おい事紀大師
而日条能しを以てより普山密教をきわせり
弘仏玉弥寺秘記の中ハ決教門の霊場三十
三度を拳る中ハ普山を高題一なり空知往古も是
有しを

一 普山ハ求少我陸行家上の法地なるを書帰秘
密世度の霊場両部大月降ちるをハ縁起の
文明なり然る叡者帰善門の大日如来なる何
を此の法を隠さるをハ宗上の地なる事ハいかに
さるを今法界一遍の法ハ依ていふを隠蔵
梵仏ハ明星天子の意化なれハ普山の地定なれハ普
山ハ是南方宝部蓮宗なるの山なれ志水のミ
なる叡者ハ金剛宝石といい（金剛宝ハ蓮宗なる故事云ふなり）
十六ハの水精僧中ハ三世法仏遍界の金剛を安す
（金剛ハ蓮宗なる故事云ふなり）
故ハ武ハ此山を金剛山といふ（赤後度伝記）
又閻浮提の福田といふ山ハ此山なり縁起 故ハ武
内宿祢山の形をトなて天の法を授け地の業を

者すといふ（縁起文）彼多聞天所持の宝像此山に
納る宝珠の徳に依て豊山と名つく（縁起世俗）
霊山の観音八所にして海徳を接けもふとして海観
音と称しまるゝ也（むかしゆや又之祖大師八祖五家
の舎利を）観音の四院の内に納り毎年大師信者
既に四天より授たる宝像に今霊山に納る（此宝像
別して宝像の故有り）其外大慈閣方丈薄器勧学院本法堂
に安置せる所の舎利宝冠図像除ちなを等て汎
す是かゝいたゆる物の数を以て表れる所法
徳軌の中に舎利を安する事は一切の法徳能し
易といふ壇上に舎利を安する故なり一仏
一粒の舎利すら尚ほかゝやいたんや三世法仏の
舎利をや仏徳敬地と慈氏徳現の山つるまに

故にあるひや慈別所此の山は能仏法弥虚空
慈氏能所の仏は大慈大悲観自在菩薩と二尊
仏意と合せまつりて三世常恒なを利益し
給ふ事なれは重語深義如朝に奏て意有
三世界に仏といふは（事弥仏人の法灵語記に載）むかしまる菩薩
昔て神僧人廣恒行と題せる秘記を見侍り
しに其中八宝に言祖大師曰虚空蔵菩薩を信仰
せさせれは観自在菩の利生を蒙り能し観世音
所依菩薩を虚空蔵菩の福智を得能し
と云へり思ふに昔に仏有りて一代を説給
教主釈尊霊山観音を信仰まる者は
虚空蔵菩薩所依の舎利を入れ
宝像宝石の仏徳に照てまるし故に観音の感意

より所り易加数座きてし只ひとり座一書山の大知者
実法解をもて証をふるもの又書山に於て
史持隆行の要観をを伝するハ勿論なれハ史持成
就し易かるへきなり必定なれハ比山修道上人滝蔵
の禁をもて求史持一百の法を隆し神龍五年五月
十五夜明星天子降り懐上に天の五帝を
感得し史持成就をを得たり（異記）既に先成就ハ
勝情なを加之修道上人ハ法起菩薩の意化行
者の再来毎に明星天子降りて口に入と覚て孕
九月十八日に生れ給ふ（異記）証書に法起を富士よ
化り所宝書薩と云ふ是虚空蔵菩薩
の化身なれ十八日に生れ給ふ観自在と虚空蔵
と内法者ひとりなるへし（仏教特化の
なるなり）

中に日本国の内に中国特隆行乃至情三十三和
を参る時書山ハ随一に撰ひ出て直ちに三十三和をとりなる
に迦史ハ中なる十一面なる法華白山権現の山なり
白山権現ハ十一面の垂跡なり其外ハ中なる文殊ホ法華弁才天ホ天ホ（弁才天又
十一面の垂跡）上東の者ハ以上なる座一なり書山ハ中なる持隆
なり
富士の道情に中なる虚空蔵の霊験ハ紙と
或問云観者と伝せ給ふ
いかなる因縁ある
ヲ以なるもを以合大有序厳初上の法要物な
とをれ量る知へし隆義よりふ（きなり）
更物に相模神皇中記云宝仁天皇三十四年三月
天照大神日中媛命に告玉ふ（明星化）天孫なる大神
ハ以天之氣降於地之徳以地之氣昇於天之徳触

祇養人黎又生万物大理之主神夜昼明光亞日
亞月星辰勝神尚務於我守宝作神守蒼生
神之攝全水六十年 紀略天皇十年五月皇大神託
告玉ハク我日遍照神祇主天中天中則無天地堅又星太照神不生則天下無有
人産並物生故三柱大神如鼎立ルカ顔ケバ一則不立
国ヲ神代天祖立鼎石海疑我言於一夜中可生三
根一株新陽神魂木ヲ坎木日月星神一作之陽魂
木十り又天地人氣一根印精木也其夜皇大神ノ
高殿側ニ忽化生ス量二丈大量一尋三根一連ノ新陽ノ
木一矣 坎木今按沖須山アリ 全十二年四月日日本媛ノ命集諸神
司等告曰我事皇大神置百七十年今三ツ光大神一処
集諸尤天下位大平亦無侍之謂之今當敵於

神都吾恒見皇大神日魂魂直降来跡天日ノ主根ノ
地大神主天孫大神ハ暁星遺魂豊食大神ハ月魂
直降見天宜知三神又五十七禮 細本記上云日魂
之子陽德月ノ魂之子陰德星ノ霊之子初德任鼎德
主宗宮孫天下撮上東の文をん見るに日ハ陽月ハ
陰星ハ初月ちる陰陽初月するる所よ天地ノ主国
氣ハ降る物ハ成熟するるれハ明星天子の
徳を肝要なり天照大神の教おお教より
守蒼生神少し曰へるハ宜ちるハ 九宝孫の三
光大神の威徳を天地の切徳を量う見るよりハ
国宮ハ鼎脚全女郎の大日の東 御世者 暁星
天孫天神ハ鼎宝生如東虚空義ちる 為よりつる
ちく蓋山ハ見脚全女郎の大日の東の浄土

三ツ光ル太神常住の霊体なり（地蔵菩薩なり）
世を照らすなり世を照ふ三玉無双の仏都（と毋邪尊
是理智色人迷惑元型等の二法なり此等の二法
不二冥合する所ハ三毒邪三毒の見住して南方
不二の三昧宝珠宝生如来虚空蔵菩薩なり（所云一鼎
の三足一株三根の奥旨原く案して是を観る（
此法ハ一方法なりして不二の奥旨成す一方
なりして初人の徒も悟し易しとい（ども成就を得
所ハ邪毋邪の如く自性代宝玉極所謂初
人邪極の秘法是なりと唱毋邪不二の心なして
迷惑不二の法を勤修する所なり観行唐招
あるなり吾如就し易かる道を自ふして知
此道し観音虚空蔵の内法三形なり形ハ約シ

ていたく様無量の義有道し今たて陳きをもつて
原きをなるる為義を西るとかくのとし様先
徒の宝鍵陣厳の秘要なると考（合せるなる考
道し或問云今子ヶ言を史ハ古来史料陸行乃
人業て明星を礼して加持を求む真理を明なる
為ると或師曰日月ホノ法天不可礼変と時変此
説ヶ為ハ世月ヒ世軌ハ星を制するハ行の習なや
業員意ヶ以測るとしとい（ども天空の偉久遠
ハ梵天日天ホを礼事なて世の迷他を行る
軌ハ制するハ星なる為し為る日ハ神ホなる
神ハ邪仏の化なる上ハいふかしく日月星ホ
の法天空星神なる神と天と二して示二なる
神ホの意神天をさして仏の化といふ星密の

此東自洲の法より下り来りて金剛部不
思三界六道隨類應生を以すといふと金剛部
仏界は上位より下位に落他の元下より昇り
就く親近し就きて下より上を知る
因て衆生を救ふ（衆生）衆生如き衆生
救ふ世尊の妻他を求めんが為に出世
世尊の妻他を求めんが為に礼拝して
加護を請ふ神天の女聖母叶（仏）仏を
地祇といそんが法を重して神祇を
加て三界の法天を朝の神祇を勧請し法楽
をすることは重位なるの妻より順ずる位を
降ずるは地祇といてんが是を位を
降ずる地祇の眷属を

す古より業障して加護を行ずるを見る
ことなり又道場より四足獣向を
見ることは喪天ようきて見て弾き玉ふ四足の
思法に加護ふと配して見を物せい
位んは保障なれはなり又彼三十三度の霊
場より衆法を拳ることを見れは仏明見を
拝するのことなり人高法を拝して加護
を求ることなり青山少物者の例なり赤戸天
を勧請して法を赤戸天は見十一面
の化なれは祇は加護（但）其の少物者
の法なるは白山権現なり彼度伊祇より見（たり）
同じ彼三十三度重地を出を人古東大法の解高
なるを思ひ合て

求聞持者霊所之事

但神境庶作記才八卷雖所用福智山

同寺縁起に出て今省て彼を写す

第一 伝教山 [illegible]

第二 高子嶽 [illegible] 日向 千手観大菩薩

第三 作生嶽 紀州天

第四 朝熊岳 [illegible] 虚空蔵大菩薩

第五 須弥山 [illegible] 十一面白山

第六 鳴川 大和 十一面白山

第七 九世戸 丹後 文殊

第八 大山 伯耆 地蔵白山

第九 一古投 丹後 千手白山

第十 五葉山 土州 文殊白山

第十一 足摩山 土州 如意輪白山

第十二 岩切寺 加賀 十一面白山

第十三 那多寺 [illegible] 如意輪白山

第十四 石鎚山 [illegible] 虚空蔵白山

第十五 日光山 下野 正観音白山

第十六 羽黒山 羽州 十一面白山

第十七 神蔵山 紀州 地蔵

第十八 粉川寺 紀州 千手白山

第十九 廣川寺 大和 大日 丹生

第十一 高野山 [illegible] 十一面白山

第十二 舎利山 大和 豊山 十一面白山

第十三 栗木岩屋 [illegible] 十一面白山

第十四 戸隠山 信州 十一面白山

第十五 岩戸 武州 千手

第十六 栃木寺 常陸 虚空蔵大菩薩

第十七 清水山 [illegible] 虚空蔵

第十八 恵信 相模 [illegible]

第十九 玉滝寺 奥州 千手

第三十 大田寺 豊後 地蔵白山

第三十一 蓮華寺 豊前 阿弥陀八幡

第三十二 牛尾山 山城 千手 他生観院

第三十三 石山寺 近江 如意輪

以上出同東寺紀

求聞持の法八密宗の住所所習ふ事

予昔年あくの暑利未よ熟し受法しんる時暑利未示

曰此法八思ふと雖して智と学と陀して器と

ちなの姉ちく 古云行者八別して福智業俗

せきれ八二刹の大預成就し紙く度よ古云つよ

入ゝ者八宮初起おの所先此法を陀して西姫の

菜陳を減し海内の資糧を作ふ毎一所一方
の化法なれハ者多の所なれ勤多ゆすし世界三義
尼朝（来り朝して宗和より以法を授し給ひ
本朝（ハ道慈律師伊（八日本国ハ宏
法の宗和ハ仏法なり如漢土朝廷より祇園精舎
布の宗和仏法なり（と雖然なりしかや号宏
の者必より陳習すし（ゆえ自然の理を顕すなり
方紐大師を生たりし時数回勅命して悉他を招
ゆふ密蔵先徳大師菜より大四菜の中間道八ケ家
精陳して一切智を聚ハ以原理を陳述
よ智を尤ためなる為し方紐の方法なる歟
尚仏を陳習ゆえ（し況其未賞なる者ある
陳せ給ふ為なりや方紐日良工必先利其器也し

良工すら尚先力を借き利よして後よ巧みをなす
いそんや拙工をやおハ（ゆえ（て最宜菜のさひを
おとし利ようす（き事先務なり若菜陳甚しき
者仏法を陳せすして面よ客義を行せハ空よ
して虎豹を搏ムし待るよりして將鄰を振ふか
ゆ（つて身を害ゆ（なるなり
ゆえ（ゆ（れハ僕ハ微よ人なを殺し一度
陳せ（ゆ（る生涯懺悔深懺よして信人法国
ゆ（る縁ハ特見ゆ（仏法なる人唱一百万遍恭ゆ（る以
成就ゆ（せ利菜陳の法と仏陳懺の甚し（き
事（多利

又能恭院道陳ゆ文殊菩薩ゆ人服の尼像と
安ゆ等創の帝古像を以て陳補せし事彼寺

の田地より人々たり何人の化とゝふとちれ共唐土の
多く出たる僧なるゝ僧なるゝ五宗五派五家の宗風なる
勤学志めん為故に四安すかるゝ僧仲海二師
の安んぜ消至まてとゝ思ひ拙に奥義大師も五流に
宗流ゝ多ふまるゝ秘秘新中ゝ表白有慕菌の志の
らんもの但て伝流す〔〕九法ハさゝ云行志上下
三様逆〔〕隔さ逆き法ちゝ五宗帰智ちれハ
功徳殊勝ちゝとゝ為ゝ〔〕具ゝハ徳軌乃
中ゝ度く吸せゝ拙き〔〕
五字陀羅尼頌云流生性狡劣迷入三有苦
徒聞勝上法不生勇進意智者生悲愍為九求先覚
猶如近宝山智人往採掘愚者ハ知不性長日受苦
苦又云頌陀偈行人住於禅行者應尚観九法

為起三昧用満連獲得智故下劣根性人凝愛
雑亂者亦勧隔九法為消煩悩障入宗禅
智故禅ゝ九ホの文を見れハ悲ひかな我身院ゝ
宝の山ゝ出ゝ〔〕れとも智人の善を採用て
自土ゝ帰すんを見ちゝ仏ゝ伝ゝを出して
採ひ取ん〔〕せて又悩障恵病を凝色
新新ゝて展悩とふ〔〕まゝ〔〕女例といゝ〔〕日次
愛苦を受ゝ其高を摩ゝ〔〕ぬ〔〕ゝ
猶ゝすゝん〔〕ちゝし宝ゝ毒氣除入失ゝ人流ちゝ
いゝゝ悪障恵ちゝれハかゝゝて狡者ゝハ生ゝ
ちゝんと為世の悪風を悔ゝ類ゝゝ〔〕ちれゝ
ちゝて後世の報ゝ拙ゝ〔〕ちゝゝ
石審ゝ〔〕ゝ

同じく此国初て日本（出雲）をいたす帝皇
古紀上巻上元人王九代宣化天皇二年二月五日国
渡今今の門司神乳山大耀光満国中神宮行見有
人児年度十六端厳美麗婀娜尊極不可親倚而
衆大熟長量一丈二三尺毛色濃紫極猛怖形乃
皇大神託巫勅曰吾宮大神、兄尊、玉辰旦国五嶽山、
嶽世智中智。世聖中、聖天地師也當崇祭之以非
犠供彼辰旦国八十万年、先代兄大神玉。故文巧
也徒吾這国賞文巧所衆熟稜威神熟度雲神
見為甚怖之正善衆明神為悪神被襲。故造此
熟形置為神前豊兄尊来助吾神威増国徳
益永久奉留祭之于時兄大神乃分神身如今
燈火一躰逗於茲駕熟化磐児等宮形一躰

花空至於奥国互如石成永居故此地名永居
曙辰旦国互帰山也しくふ帰国基山。写熟ハ師
子兒大神ハ兒文殊菩薩なるとしるべし
永朝法社といまいなとして熟の形を造り安すること
此門ちちちちちちちちちと異冊永代の文殊菩薩
と今天孫摂国なるとき者〻人の伊氏知る所〻

門彩堂

観音堂西脇にあり九尺余巳方の仏宮を構へ置
空義を安置す本弘院より明吹命尊と置て
当大恩者の四彩并れ乃等を四仏

羅堂　表巳間裏三間

古い記事の門より籠りうるとある人寄合仏石を
建てふ法同寺の寄籠の天年中流るとなし
籠りしと号ふ天台と禁の四寺岩と伝る岩主
観音堂に東門一寺より弥陀籠りの女性主人ハ
籠りせし又如性とハ毎日七度ハ山下の岩
（下す）一七日籠る天晴寄料にて寺用五十文
寺主、懐す事こ

水向井

観音堂の乾の方にあり所伝に他道上（是を
堀りもつふと小き井ちりとい（とも）いかなる旱
ものも水絶ることなし　側に古よの名号十三
仏彫る石字なと石に別て水を向の石号に

近年定人合仏菊の石像を施主あつて安す遠
近の天古よりをとを立ちをを向ち云
多仏なと唱て参詣せ郡より迫向す宮より他道
上人の江坂頭観音流傳の大慈水ちれい三途の
嶮岩を滅し拓修す流生を陸す座きをう
しかふ籠りし人ハ月十日ある人是を浴して
して
仏ちをのるあるいをやをむ婦人
玉垣ちを向教ある油の物

大黒堂　二間四方
観音堂同門内に再建主ちり江法大師門他の
主像の大黒天と申ちをして右に毘沙天左に

唐自天を安化山下より供僧の坊有常主一仏を
竹に置て香花を備へ一切旦願者花大悪天
の四彩を出し梅に大悪天を法華経に安する
と云ふ三義の南海帰寄仏三国に
供養するなり大日産元と考る梵語こと
亡河仏羅竹に大時天と云ふ亦大悪天和
こいふ日光明君時中長夜法陳師長を除かんか
為に竹を去を設と云ふ又薬吉尼能人の肝を食て
食するか故に大日如来陳供三世の法門を化して
大悪和と云ふ彼と河者一玉ふと又七母女天の
主に天子是行疫神なり仁王良元頼日大悪和ハ
闘戦神なり其彼を礼すれハ其威徳を増し
拳事皆成就と食礼すへしと又云彼大力有て

帝人を加護一切他皆勇猛なり和修
紀云毎日限り故供養すれハ毎日少々人の元を
者ハしもと又云ふ人三年供養すれハ世界の
器を伝蔵深密よふ庫と又云大元の食者と
置て供養すれハ若尼坊食自然の果少備出す
庫と武日天鑑首羅の変身ニ武日天勅明王
の化身と云ふ又ハ梵天の部属ニ又ハ天王の
眷属と云ハ皆大日如来ニ云ふ仏の身なれハ
世界出世の教化仏か成就せ給ふ三国
世ニ是を宗とするもしかもへ云ふ仏や云ふ祖
大師ハ竹天を信仰し竹天を信仰
の時を竹を竹天を竹を竹を蛇蔵と
もふと仏祖ハ人ハ竹ふ祖ハ化

世に多くありて彼方師山寺院大寺天の如きの
化を受けたりと又四天王の像を作りて寺に
行人流三十坊の堂像を月堂より四天王に
奉天有り仏教印を多所に侍すと云へり寺院を
仏天を作り作せしめ玉ふ方位の美巧作る
き事なり又夢に神告あり八部大己貴三柱明神に
て体に成れり是
天風の天君位至て原宇利
国独宿の寄世捨人の庵中に仏天を安置せ
さるなき事見るなり其神意新なる
一体なる仏天王の下に至て是を奉すべし
昆沙門天　廣目天　日光三尊天
昆沙門天頂上山の方の中北方に光す三宝を
護し二世を救ふ脇に勝天に勝見を世
玉に故に世に出ると仏天を恭敬す廣目天
是は右の西方に光世玉ふ護国利民の為
天なり

一

十六に水精宝塔中に三世法仏の舎利を奉す
仏像観音の像の山の地中に者常の人(様)
事なり金剛仏天を祖服ヲ以山を穿
ち塔の九輪を作基堂に以世玉ひしを
地獄に堂中の江に流ふ吾人(の)
目に見ぬ人なり疑ふ事なし
青蓮心を持て金剛山といふ事神境庵
是不西方の門宝に南陽部丹天の猫田といふ

市郎兵衛又世人高山の親類なりとて雅楽をよく（玉ふと
して雅楽寮と称し）ける比宮殿と四方金剛宮石
の加藤と佐竹也豊山の豊山なる又比いそれ
を刑人四人を至人よ恭敬禮をす（き）屋なく
去享保の中比よりよ紀州の侍る主持に高山
の所化既丹の来といつる僧寓れせる高野の
十住西蓮寺に小者なる刑人屋と尋
ねられとも拒されハ瓶の親類なる人とて
大難渋なりし山林野に隠れ居て尋ねハ死したる者にして其親と
しかれ共人されりれハ死したる者にして其親と
称せ貶きる屋（四五日）を小祝ひしなる
帰りの其所なりの人（よりて）寄集りて今日まで
いつこよ仕しと主人彼者いそく

京ハ伊勢参宮に行る筋にて山伏
ときき先二人来りて日ハ参宮せりと思て
將てけんと京いふ稼者せんと日東人然
れ共今何の月京も参ふ屋に
ふ屋京ハ異ふ屋ふ屋
（）其せられて行ける比二三日あなたまて彼
人と送り来りしハ道もなきなれハ高き
帰れ親兵侍てやれ
せよとて四枚三ヶ程
をりれハ白く新なる四枚なりて内分宮の
内縁を行ることを少大方遠をしに又者人と
らぬ屋なる中に行る道師を日人ハ行る所部の
文殊（）帰りよ初祈と三時と
消てしなり

が一向見へしかとする者ゝ二三有りしと云ふゝ一夜
ル人の宿りし事なりと云何を食したる
ものと見へ二三人の有の内体にもふ屋ゝ八何ものも
見へざる者二三人て元ゝいたれも家業なる相ゝ
酒者体者ゝなんとも様と物思ひて供（ともなる）を
家ゝルなりて居りし其味らはさ事なりとふなる
相なりしと云ふ道ゝ者刈八せさりしやと口人（ものを）
彼人の話ゝつきて行ゝ川ゝそも行ゝ共
後ゝ共なりしん事ゝ家内きしと云事ゝもいか
なる度そもと見ふゝ川の風景長廊家屋の
事なりしかゝ道ゝ八たて観音堂ゝ様ゝ家屋
ゝ口播磨宮殿有ゝと云ふゝ八者人のものゝ
度なれ八陸人（不思議）ゝ刈彼傷ゝを

見ゝ其親と彼者ゝを伴なりてもさるゝゝ
せゝ建ゝ大多弁ゝ町の門三ゝ長廊観音
堂ゝ条ゝ八白ゝくゝこゝゝふ毎観音を
願突様千ゝ立ゝて同先ゝ東西
見廻ゝ時二人の向ふゝ見る長廊の
様ゝ道ゝ立（たるを）ゝ指ゝしてあれ八十地
の宮殿ゝの宮殿ゝ間ゝ廊ゝ伴ゝれ
十他の宮殿ゝいふ八何のものゝ家ゝ
云ゝて長廊家屋ゝ宮殿八いつゝ者ゝそと
見人八何方（事ゝ）（ゝ）面ゝ観音堂の様ゝ
至ゝて廿泣然とあきゝ立ゝ伴ゝいゝく家ゝ
見ゝ供様ゝ宮殿八先廊ゝ者ゝ今八人（ゝ）
其所ゝあの山ゝ先ゝ一ゝの家屋ゝ播門者

彼人たちまつかう門を開きもふて竹門ハ人の行所とあるべしたとへ門をのそきゆくの人の
拝む所ハあるべしとて門をのそきてみるに其方を家主ハ高殿なれ金銀珠玉をちらし
たる光沢瞞堂のすがたと云ふ伝へかたし
目かわやく神ばかりしれりふハりくとさて彼
仏をと連て堀寺清水の座（方寸真門墓）
祈りくれハ仏ハ夢中ハ指て変現しむかし
行基菩薩の霊ハ金剛寺の拝せしの経仏を
縁起ハ有字ハ元の拝む座ハあるべいかなる
業因ありてか拝ハ見るべいと義
をちらして百ハ迦葉変現しむ旦十地の菩
薩の号問まつる座ハ当山

一

住山の所ニ来る〳〵とうかがきハあるべ
うれりんをつきて宮山空ハの鳴をちきぬ
拝ハ山をせ毎月しるれといてれるをきて
彼僧青山の重僧を拝て何を酒巻ハ帰り
世苦ハ深まんやもそれより五ハ
山〳〵とうんさりれハ二年年後おのと
ちれハ仏ハ出たる去今拝ハ多くを座
白山権現
其のかミ青山ハ称永房仁君樂行京といふ
僧有天保二年七月百かぶの白山天顕の祈願
ハ毎り縁沙の例ハ新見し行りくをもと光
池上ハ鎮〳〵光の中ハ十面観自在ハ妙相観

農工商新規に成り候へ共何屠殺等に成候
十二月三日より十日迄の間に家毎に国恩を
よろこぶ人民信心仏教修行に成る様に甲斐国八代郡
の夫婦にて修行なる男の日々に新り成て日く
此の新宮を建しなる神の使者に成し
行基菩薩むかし指きしやう大知識川の御堂
清水流れを汲ふ大法師新八郎家祝を以て（家
風雨をかいとして人信候紙をも痛まん日三長谷
観音の意を作る為に為る一紙
作山に家住居なし空中に自界他方の冥
加大菩提者の為に新向して遍ねく山門に
往古より法花の神紙冥加石を下して一石一枡
にて冥加の紙を作る為なし祈る

大法師山門の法師に成て清と云ふ所に
せの山に接（よと服部の新宮の
されと高数て読しうしてく度世の化来菩薩
よりて信根成し品しハ読をあさん帝ハ其路
を法（と神の乃むたく法師の云等宜たとて
度ぬ出たに向て乗を止めハ又乗ものと
てたるのなること三ヶ所の乗中に一の乗後有
能果して法師の左の袖に入乗原く数ひつて
おて山に帰り観音堂の神に一の巡谷有むし
ち魔鬼者に住て人の至ることなく度あれハ
彼こと申せんの高に其年に小高を作り
八月三日神使と要遍一ヶ其夜門ちん
して大重陽様る事一人解異行年月を野

神威の強きと欽ミたる驚歎されたる行業なり山
魔拔ゐ梅上仙事ハ三玉仙法伝記より来り
く載たり仙界異國千金新よりも法(昌作)
す新中口中一切の病患を能治しまふと云伝
ひてあるひハ歯痛出歯吉の煙たる者ども行
歌を立真報實上梅拔を別らず問しも常上
社院上充拔す又梅上青風の中白山を話す
する處十上五六うたりふ青山話元の見
見ちゝ依て起ちもゝちんの又白山接狐ハ
いさちきのゝ上ゝ天照大神の御父なり世上十一面の
金添ちれハたれ人の伝ちをきる面ちんやもり人
ちゝ法風美く勧清ゝちゝ人(中)

一

現魔章　二間四方

豊四上晩世ゝ方王一伝と出ゝ故上俗語ゝ独
世ゝ方ゝ云ふ小野篁の直他ゝ利篁ハ不倒乃
神人(見ハ朝廷上仕(なり)ゝ神ハ世ゝ主高上拔ゝ
真実新書あり安ゝれハ宝上出ゝ人管ゝ
世ゝ主の形をりて他りむふ故上威厳恭如ゝし
てたゝの帝畏京子ゝ通りゝ上篁五化の世ゝ主
の像と一体ゝ梅上世ゝ方ゝ生ハ帝素服(ミコト)能ゝなり
旧夏ゝ化光七神夏ゝ化上ゝ九天ゝ地を明ゝ
ゝ地の中上上明他下冥他の別有上ゝ他とゝふゝ
帝日月の照ゝ玉ふ人(間世界ゝ別下冥他ゝ
ゝハ日月の照ゝ玉ハゝ冥の逆黄泉ゝ真下
冥他を照ゝ中上窟(ハ)地(ミ)贄(モミ)初地水(ミヒホリ)水地(ミヒホリ)

地獄火他嵐風他方を以て祈謂底抵玉祇
和知土房なりと云へり即中巻神代紀上
巻に黄泉を黄泉と名つくと
ゆ教者難問強客玉祇と云ふ是なり
又火獄獄迦氷凝寒冬と云ふ是なり
仏教にいふところの八寒八熱の地獄なり
彼和人素服他者彼和者生なりもし多彼なり
又中古和皇なる中宮皇子聞者さのとなる者
王なるもし底根の玉地獄なる王自称なり
たり又依仏教説いて金剛経に天下
説為提羅之長姉とり亦天下日月魂
天照大神なり天照大神ハ師なり者なるもの
ハ大なり然ハ提婆ハ知如是
なかくのもしくしたれハ仏経文いうんう解せんや

神仏二教の説逆と合ふ事の多きなり又拙
者生の方他を古来地獄なるといふ信陽雑記
上十八云次生に地神を知地号曰服獄大神あり
名ハ軌麁鹿ノ疑なり也あり地獄なる地警尾なる
曰仏曰名なるしやあ一定者なる妙なる
たれ多者を捐て頭せざるものあるなり又拙
他義のなるよ者なる紙と那ホ句あり是又曰
仏の説なり又他義なれ頭絶ま有者なり王衆説喫
品

不動尊　四国三尺四方
なる二者なるなり三井寺開基智徳大師の
中作なり古来より宮人早云年の者智徳

大師親ら系籠の法蓮華谷の地を卜して三七
日義数咒を唱ひ修行し玉ひける時地中か
ら新の三尊出現し玉ひ多羅尊の靈の
化形なり（其姿をうつし大師自彫刻し
給ふ所なり）宮ゝ敬ひ奉る威光の像之山下
に新坊を建て僧有日之音花を奉侍す月
の八日なり六坊元番代に復す此に略す

一切經藏　人王四十五代天平五癸酉年所建立

唐土の一切經を安置す　水野石見守忠
貞公の家内なり經藏ハ牧野伯耆守成貞公寄金
若干を充て建立し文錄巳未年　阿弥陀如來
並ふ傳大士共普賢の像及番机とも
東照神君曾て根來寺（新義真言宗）より玉つるものと
成神君の御家紋なり中興專誉持來玉へり

中長谷寺　人王四十代天武天皇所建立

天皇いまゝ東高ゝ立せ給ふ時帝位の所
を卜ましまし吉山の景情なるを以て宮殿を
稻荷寺道明上人に命じて伽藍建立の願を
立させ給ひ久しく果して帝位に登り給ひ
ける迦葉仏の金河に所の新迦の像を請て
堂を作り安置せしの後度々火に大和
國新迦堂と号ハ帝堂と称なり新堂を建
たりしも三千巳年ゝ今の堂ハ徳川將軍家光公
新堂を再建立なり九中江稻寺と

いつて之を他所に送告し載せふちを今廣して
小堂舎のごとくして其礎石は田圃の中に現在す
本長谷寺略記に寛治元年の古像有七人作いふ
大悲閣造立の時先づ長者を出て工匠
役夫より服を賜て專ら勇ましむ二百人の役夫皆人
に服して此役を勤めしむ毎年正月
六日書所に白米千斛を新に調し
著せ奉り頭より奉仕 門供等の僧衆の法
事行はれ

三 重信

本長谷寺日記に天武天皇四年創建せり今の堂は
豊臣秀頼公再建に相市正是を奉行せり

地蔵菩薩 二尊共に 本尊は地蔵は春日作
義丸長者安置する所の石なり 長者の名を
伝へたる者は京都郡安田村の者 書山観音を伝し
て居住せしと伝長者の名を伝へざるは重信に
具せり 今京都山に長者屋敷と称して旧跡有
称す 社殿新て安田の者寄附せしを記す
こいふ観音堂の新建 同じ書山
の上にあり 窟なる所に石仏
いふ 專参書山 昔法隆寺と号せしなる
此地に書山不化の僧と化し伊賀伊勢
の近国を徒歩し 書山の海
流入之人こつかり 御所に就て問答 安択

法化を賛ぜんすこくに一家其間此像陸れて
又人玉さんに結席巻てのちたちまち出現
復り出て家に於て法人始て彼像ハ此ものの
化仏なりといふことを知く故に其翌年大正十六
年弥像を陸浦し出現を新に出て傳て寮
舎を化りこれを地蔵寮と名つけ其場所を
して日々に参詣者法華を供養し其後陸て
地蔵院と号す当時より今に至るまで大元
の吉人よりて擬して彫刻の去れハ入元解を
代ずるなり引きるなり誉僧の法嗣を嘱
ムよりる法華真道人を一よりて力を合せ
ものをもつて又ものしあるに毒山の学徒
ひろんを好に信仰すべきハ此ものなり

或問義九長者の名常に五年に解と以とも未タ
其事をきかず名同して別人なり世代安家
異なるのことなりし時代を遠せり此三の此
の事ハ出して人の伝を得をしりて其出よ
ハ解を名して異ずやさりともの人の伝を
激励すべき縁由なれハ是を隠て是を今始
出さん人主五十九代字嵯天皇四字寛平年
中当国安田村に奏ものこと男有十九歳の時
一日の中に父母に離れ久しく去れ
ク れハ行方知よせんとも親乃
仏事なと為むとて換物なりれハ二親の
為程をかゝ法ひ永所のりまを行らんとて
彼日十九日に当日より当寺一月後を始め

ク刑二三ヶ年の間怨角ありて南国に流され
ハ観音〈一称をなるとも〉ちすされとも月清を
ハ穴を勤めんと接ハ身を隠すに在き衣服も
なくて裏一ツをもつて膚を隠し一観音の宝
号を唱ふ度ヶ欲刑生の有証を知らんと思ふ
て孫ハ至微の人を起し初りなる真夜の翌丁
四幅の内ハ小紙を一ツ出ん人ハ大紙を
出る所なく出と告ム〈ク〉れハ寒ないふかしくなりし
大慈大悲の観世音仏の尊像有しを取て胸に抱
て世間ふそと申音を唱て同ちれハ果なし
海ハ波と上るとも人ハ沒ひ刑生ハ頭をもし命
絶ん〈ク〉在しきの玉ふと思ハ翌晩ハ刑
毎逆風吹ハ出れハ只ちう着たりなる裏

を投て国ハ無て家に帰り〈ク〉れ共食ス〈き
ハ〉ル物なく帰ル道の途ハ暮頭の夢のふとく
肥ふる人〈ク〉れハ皆を堀て食せんとて捨て
堀ちるる銅の壺ちる有中をとりてすれ共
内金中ハ清て有ちく光観音の御ハ和ちる
取ひ物て家に帰り母宮ハ尋れハ
昔男ふ人の倉の脇ハ中ハ有ちれ共ハ同
中ハ〈の〉男の者ちれちるせの観音
裏を捨て長者ハ〈ク〉れとして人三ヶ日ハ裏を長
者ハ〈ク〉ひる新の十三年ハ春ク在時
僧を立千僧を清し供養し〈ク〉ル所
の僧を〈ハ〉として導師ハ薩寺の智頭上人
勤め動ひ〈ク〉ル借裏の今僧の上上二人乃

天人下て蓮花ヲ以世尊に供養し奉り給ふ
父母ヲ初め諸の親族より親族の所に
住して今已に天上せれぬと云事を聞て驚き
ヲ初め今の安田橋是なり世尊ハ爾次に
隣と云る所に居給ふ時に長者の子の
ヲ初め遊て今日宿を新に造り給ふ
ひしと云る式記とり只今ハ其橋に遊び
といふ橋ハいつしか朽て絶ぬ
に長者子ハ知る者なりしかるに世に
の内縁なりしや宋僧俊乗ハ一名ノ俗人ハ是世尊
ヲ初め勧進に依て七宝堂宝堂ハ宝塔を摩尼
一名俗人ハ成に西吳ノ山七宝の堂ハ宝一名の立
なをあらたまる所なり初め新に起して

立といふる所に墨をしめしたる一名の
俗人ハ新さんと思て墨を付墨斗にて
新たに立る所なり俗人ハ此一名の俗人なり

奥院

むかし俗人なりて道人遍国なる経ヲ流の
名僧の行者明神ハ長ヲ長ヲ尾を結て家の名を
名しに成て佛の西名をとなへ人を西方に
むけ給ふ王九十七代光明院四年磨意
二年六月二日陽成院令まして眠るかゝ
仕を遣れ給ふ時に南庭の寿
像を造て置れしかハ是を其長尾の行者と
して道人なりと住所れり根来の法流と此山

1 作人為て之を作て奥義大師の像と比叡山に安置
して祖師堂と称せり寛慶僧正の時多宝塔
堂を別に造り吉祥ハ往生院と号し英岳僧正の時
根本の常住院と称して惣院と号す

奥義大師略傳

名ハ光増字正光人推古一容姿美麗なりと
人王七十三代堀川院御宇寿永元年紀伊国
益津郡能応元年に生れ玉ひし其家に淡路院
有元孫五年備前左衛門直保公石碑を建て
光を万行作人と号し泊名尼僧正其弟を撰て
陽林集しのせり桓武天皇五世の孫平教王
将門の苗裔父ハ伊佐平次景元とて武略天下

に隠なきかりき光増幼時より孝父ハ天
下の豪貴なりて更に右に出る者なしと八歳に
なる時ハ頃日の年貢僧侶の役人
下つて其家に入て其礼を問ひ
なれ光増異て兄に問て曰彼人何人なれハ敬
て家々父を敬ん事や兄の曰彼ハ頃主の役人
なり家父威儀有て人も頃主の命令に叶ハ
ざる事を恐れとて又問天下に頃主より貴き
ものハ有や兄の曰天子と云有光増曰天子
又貴ハ何ものや曰神天有天子
尚今と第て面を伏む又云ふ神天より貴き
ハ何ものや曰仏世尊なり其仏世尊より
貴きハ何ものや曰仏法なり法て貴き者なり

とかゝ故に云上世尊とつゝしみ佛に三界有法界
ヲ以寂上とす真教に顕密有密教ヲ以真因と
すゝ世尊真佛徳に和合れ給ふ給ひ給ふ曰刹那衣
を除精進陀羅の去必真位に至る尊人
何国に有曰紀州高野山ハ弘法大師入定の地
彼に定光といふ僧樹尊正真人なりと云者
笑て答て曰京都に真言上世尊となる人と
て是ら草履を如ハ音と賛佛を礼する
を常の事と云へり真教人の初めかくの古と
しむ云武蔵国奥の祖師とする中奥の祖師とする
傳法一流の開祖を異中玉つる事十三にして
仁和寺に至り十四五歳の頃南都に出て法相
三論華厳の教学を学ひ玉ひ十六の時

仁和寺成就院宥快大僧正に就て刹那
九歳にして高野山に和合し明寂房契に通て密
教学ひ一二歳に九四歳の時に八ヶ度
求聞持の法を精修し真言子日の修行を
修せらる其中高野を捨て人子日云云
の行といふ九七歳薩陀に至て碑銘を作り
賢宗僧都に人石郡の河を東に必持成就
の秘文を授り四年高野山に帰て三年を
修し果して大悉地を得一切智を数得し玉
三十七歳の時高野上皇の四願に応して野山に於て
大傳法院を建立義明院を作り常に住玉ふ
ヲ以人貴て崇敬高と称す四十一歳の時真
陀仏法弥栄院に十年して傳法院座主職を

さい巻石碑を撰し自作の意地を以て
叡山の碑銘文を製し自撰し
めも（り其間数切よりして云こ句こ未賛の砥計
よりあるしたといふ事なり故に孫第月潭禪
師懇して曰一幅碑文を乞義文記費通自
成レ章ヲ瀝レテ胆ヲ披レテ肝ヲ悲願切懇来て仏（う不懈
怠セ一と来年たる矣たるの軌とし後てさこ（れ
三月大百ようの時に道場に座して半分に出る
をもて卒る事を（の外他の出（を夢しもふ喜
間孔僧ようの家ふに而初めてもて迎接
其の中に死しもし（たるひ陽を隆水凝浮
することんる日中立の日の古辞の事を
嬢に去後して曰新況を以て如来に越を紐

に配して定慶を須て書に空空を潤彼の
枯骸を西出（に座しとして先徒粉面（宴座況
に競（入室中を周聚に当矣ハ四方せんして
時不動の二像のを有好題の去方て見去を見て
矢激の欣一像の勝をつく去を雖たる係ようの
血流て地に至る時に当矣人中に除くこれを
磨こ面ふて空を出て去身に復し面（れ
先徒等其感德に為れて敬こして近侍
さこに於て当矣係ぬして根願に入玉ひり今
根山に至て祇須不動と云こ聖弦招賞
去事世俗偽と行人ること多かる故に今世に書に記せり
ちこ矣当矣見去
ちこ矣して又去の月に皇の四頭にして根山に於て
系位寺と称矣仏殿伽藍坊数十宇を新に

建山と一寺とを號し寺を名付く芳志
恒に高野に住して阿字觀を修し給ひ七
十六代近衛院御宇康治二年壬戌歳十二月
十二日暗然として寂し給ひ(後白河)帝の勅
を蒙りて世を隱れ給ひ西方融源著架
樓に對して往生を願ひ給ひ二月上旬の頃
四月の白を唱へ給ふ夜半(ばかり)れい雲たなび
よもすがら(ばかり)後の時(ばかり)法人
勢殺せしといふ事に依て根源の
風を傳ふる去程の一句を除くの外成とんかる
者なきを見れい曾て真雅僧都の傳法を
毀りたる罪に依て夜叉羅刹の力杖に依て胸に中
て、法印真人を傷まして真眼師の弟
子なれ眼師なりて河を渡して叩て勝を
とるかと見れいい白蓮花の上に鶴
し給ひ天蓋を指かざして行給ひ八幡大菩薩衣
冠を著し給ふ者を礼拝し給ひ金剛秘密
仏霊他金法久住者世出世の利益生引導三有
及法界といふ偈を唱へ給ひ渡給ふを見奉る
ことの心地して又太上皇勅白蓮花
座の傍に寄を寄せ給ひ高通の頭の青龍和
尚の再座なりしを聞き給ひ書日の和漆に情
きて大法器なりと思し給ひて永法を授け給ひ
なれとの玉ひ多くの天王勅授れて四書陳
を授を藤源の文を与へ給ふ奇跡霊
場具に別伝乃年譜に有今古に十の一を子

而して西に帰して汜するのこゝろ者滅後根嶺
陸ちうて四百年二年百七代正親町院天正十三年
三月兵火に焼失して玉石共に焼かれ清流
峰伽藍法筵を廣まして元亨の方に離散す法水
門に乾きうるを將軍義満公空しうるを
彼尼人の樵宮を消滅人世轉倒世と作り
りうる作を冷して嘆うぬ夫八ちゆうき悲共佛
天授家法をせりあふまや僅一年を隔て
天正十五丁亥年專誉僧正三密の法燈を
豊山に立て小地坊と称し慶長元丙申年
玄宥和尚西郊の表閑を法東に張て智積
院と号し世に世云彰義の古山とちう根
岳の宗風深四方に伝ちうる者の法輝者

一天にかゝやきし文禄三庚午年六月滅後
五百年八年を経て小地坊僧正早云智積僧
侍正伝密五儀して表を抗英澄と清真正
表の文八運敵伝正是を号しむふて交陽林
集に入るり同年十月に至て百十四代帝王
東山院勅して真言大師の廣澄を賜ひて
高紹大師に進証せられ(ル)る(ル)に新廿八日
〳〵帝と云ふ〳〵豊徒の法すこ〳〵後あ
其かるに彼門大臣家伝の根東伝法院に
伝ちうて
高紹山別当にて其しも法さに
法を伝へ人世の為ケも
こゝろを立てうるを云ふ会世に入れ八根嶺の唐

する人家を廻てすると云ふ人一原にして二流
こと明瞭く流れを指て玉ゑん方便なもや
と云へり伝なり

伯耆花蓮

真言大師老の白髪三度間隔て有其子廊を接
毎年十二月十二日大師の忌日なれハ十一日の暁より
十二日の朝迄芳香の大流と十二所より発し一所より
百限へて昼夜不断に芳香勝花蓮を消して
法華堂をすく紀奉る根山よりの旧風なりと云ふ
依て伯耆花蓮と名つく半の西南の隅に降り
上へ像を安置す昔の墓所に安する所の
像なり其外法勅仏の像大日如来観音の内道場之

大師堂の後より地蔵堂の門際に数百
歩の間道の左右墓山の墓所なり又外蔵一
宇を隔て山の麓迄なつせの里の老の庵
の住家なれハ空一個の立ゑ〻ぬ日ハなく
年〻に古きなるハ深なるなり月こと彩しき
苔を立て立添なれ岩山中真大檀那大門会
寛長公の墓を始め代〻住主の石像中真
仏来山門まで入寂せしとの石像皆元家より
立累〻して家石子と云ふ事を立る人青苔
もしてかくふきなる有金字鮮にして彩なる有
其中に京親一き家なるの墓も年〻
に数を人伝れハ明らかして復なしとなれ

衰れたるかたちも早くきたれし旅衣法の為とて
遥々と行く程の人々の有りけるといふなる
大の法くしうしの人々の有りけるとは八九八東西南北
の遠方人々の墓なれハ尋ねる人々ハ行くしとなふ
し程とてのたちしの石碑の下に人々ハ行る古
きハたる人歌の人々ハ
りたるを拾ひ見ハ
りたる人多くハ年若く古くたるハ作たるしを人を
作る家に古墳多見ザ年々と云ハ人ハたる事
ハ古きたるのれハ行たる高多くて三十四年の後
ハたる類しと歌たるなるなるなれて者を加る
世と家の今ハかたしたりたるふまれハ清流
りたるとも流たるしに人々ハ作れたる歌をいる
して人たるなりの今ハ作たるきハ流たるふ人も出

作るぬハいかたるしに罪業ハいとかたしく
口惜く見作るなるを
月中の五日のたる年毎にたる石碑
極かけ行この供物ハ有をりそハいたる
中ハの人々ハ其ハ
もしくやまと彩たる石碑も格一枝の方向
もの人たるハ流行ふ人々ハ
所たるかたるこをを作れ要に年間ハ
いかに拾しと見ハ
道の四向たるハさして既しかるやし
たるハ東に加へたるいとをしに見ハ
たる見ハ出て流たるふ事れたるハ道たて拾し
ひさりを見人家たる人の世に和乃身のたれ

[illegible]

かの舟ちれハ玉の墓ハ何のぜんそなかし

てゆくゆくハ世中のこゝろハきゝの義なるを

ひて墓ハきゝ[illegible]ハ將きゝ[illegible]都てこゝ[illegible]当むま

き事なるを王公大人の墓さくハ物換り是樣

ていハ物かゝ[illegible]ハ田と[illegible]孫かゝ[illegible]ちなり

行智ひちるをかゝとてなを使ハ樣ちるを

舟ちゝハかゝなる異樣の[illegible]ハ樣

せをえゝとやちれハ中ハ紙ゝこゝ[illegible]

西方浄土の有緣の處といハ順次の往生を遠

行ゝ[illegible]ハ多かゝ[illegible]

[illegible]ハ行處那円院と[illegible]の服と聞きたる

人ハ[illegible]ゝ[illegible]人ちゝハ[illegible]三[illegible]

[illegible]ハ[illegible]師[illegible]ハ紅大師ハもやん

拾てハ[illegible]ゝ三[illegible]ハ懷勅ハ[illegible]

秘密壮嚴のちれハ四ちゝ[illegible]

義也ちゝ處ハ[illegible]

大和大納言秀長卿立輪塔

奥院小地坊元祖專誉僧正石塔の次ニ有天正

十六戊子年九月三十日長谷寺下寺米禮堂

新屋灌播也廊下仁王門迄再興ノ施主

同十九辛卯年正月九三日薨ス法名号大光

院殿ト

小地坊　長谷寺中興の寺号

那賀山の寺形城下り

旧根原を経て小地坊智積院五社に出で
其より宝蔵の寺に石の妙音院といふ弁才天
を安置せり（喜天女像伝来しかし今小地坊宝蔵に在り）
よりて小地坊といふ事叡山（横佐
しもの）坊八長谷寺を称して今の大師堂乃
唐に有りしを叡山の丁稚とし公の坊と称す
事叡山根山小地坊の法流を汲み伝ひし
来る故に又小地坊堂に早て中興の八世性壽
僧正院宇校隆せしに西八本堂に近く長谷
寺山に移せしを山林を適宜しし称
地を尋ねる所南禁に至り白雲峰に庵室并
に弟子あつまりを立て其夫地を定ることを知
院宇を造り移すことを大概

家根公に頼る　大君是を許容し寺領を
廣免旦其人金七百両を賜ふ依て不日に荊蕪を
刈去て丈室文庫を造り庫を建て
こて良材を集め美を集む（是を集いつて
就て帰家し）
七丁未年大君より又黄金千両の恩賜を
蒙て竪十五間横十間に建立し玉い仏殿
の棟上に松雲を彫り彼白雲を
中に新に遷り蒙賜を
是なり
古より仏法僧宝仏八祖及真言大師の
像に良養伝の是の所の是を別に
こそ伝想僧正道傳内陣を加へ

後鳥羽

桂昌院一位尼公門跡ニシテ元禄九丙子年
英岳僧正造立ス本尊ハ真殿大師
鳥羽上皇ノ門跡ヲ初メトスル三ツ一カ三礼
ヲ彫刻シ玉フ尊像ナリ此尊像ハ就テ
更ニ秘旨有ヲ以テ又大聖不動明王ヲ以テ
願像ニ大傳法院ニ託セラル願ハ仁和寺ニ
伝リ来リシヲ小地伝ハ傳法院ノ正統ニ
ヲ以テ寄与シ玉フ所ナリトス

東照神君中興事業修正ニ付テ彰義寺ノ
印章ヲ下シ玉フ東叡代迄九立代

代ニ東君ノ旨命ヲ蒙リテ輪住シ又
東君ノ執奏ニ依テ権僧正ニ任シ系門シテ
親ク　龍顔ヲ拝シ玉フ東都ニ於テ
金剛ニ移リ柳子ノ間ニ於テ　五顔ニ謁シ
玉フ拝謁ヲ延退出シ其後門跡ニ下
シ給フ法光院ハ道中西海ヲ経テ日光山
ニ移リ東照神君ヲ祭礼セシム国主ハ上
ノ拝ヲ初メトスル聖年又拝奏ニ与リテ
ハ僧正ニ移任シ系門ナル故常拝ヲ
就中毎年正月元日東都ヘ
龍顔ヲ拝シ新正ノ賀ヲ延ケ利東都ヘ
八代伝ノ故毎年東叡及彰正古交ノ門跡
横札ノ献賀ヲ以テ伝伝ヒ来リ常盤之間

於て古顔を修し古く格式の通て出雲御
門跡を御願ひ奇縁院内門跡之七年目より八
條院御願堂下り
古顔と称し
まつりを成り此高山第十世英岳又ハ大僧正
より住し也　寺領ハ　東照神君より
大和大納言秀長公より
三百石拝領ず
境内山林の外三百石を寄進
寄寓院厨代より至て新地四百石を加
領ふ合五百石也

安養院

義を者より東三十丁中ニ立此寺を創
のむりしを厚れハ人王七十代後冷泉院御宇

行仁上人（ニ下巻に重出）き業僧中御会の
まつりて志ハ院御都の史るなりし利生年
九一の時永承元年の秋嵯峨寺より清涼国の
巻経ハを授り解脱の門に入れ法ふと思
行清せられ一七日を経て霊ハ不揺する
夜の巻ニ品帳の内より音楽の衣着玉ふ御
出て日比ハ切徳成就の御安養寺の他ハ
海永ハ此山に住して京の市中御伽仏を家
せて安堂して西方に御せず　ニ先きせ
玉へられハ美美て　元源小僧人玉に高ち
住しまつりて花を採水を汲て観音に奉
供し仏を称名し其中一寺の重経建
立の次第林中編述に継編して巻次せられ

ゝ向川法皇叡信厚かりし三間四面の小堂を
作り一の僧家を建て上人を住せしめ其経営
せられしかとて安養院と名つけさせ給ふ
白川殿の御二代の御幸ありし仏殿家を
御所とせられ給ふ中古高野の聖沼して初者
を清れ給ふも多し人一経書寺を出給て
多仏切稜八十九箇の間保元元年九月十五日
辰の時西に向て合掌し観音の告のごとく
安養に往生を願給ひ終焉ありけり
下り給ふ音室に満て天女の人ごとくして
空随花の像を流し給ふ
其後幸ひ[illegible]荒廃に及ひ[illegible]七十八代
二階僧正宮伊賀国阿波[illegible]
[illegible]と云ふ者に[illegible]

美女有美目人採優[illegible]七歳
[illegible]て母に離れ十四箇年に父に別れ[illegible]
父の敵に順ひ遥に普寺に住を起し初発
しかるに[illegible]の時国司初陣清[illegible]
ハ其下部に入て[illegible]普寺に[illegible]
家に傳て秘蔵し[illegible]
表れとも仏[illegible]
[illegible]の座に[illegible]
[illegible]と書て宝物に納[illegible]
室に献[illegible]の[illegible]
て優に敷人[illegible]や思[illegible]
くして下向し上[illegible]
[illegible]の北の方迄[illegible]
[illegible]ハ其代に此上

行基菩薩生れ給ふ母異人懸り給ふ寺
の西方にて生れ給ふ三七日経れて
父母の菩提の為又自身罪かの為に安養
院の荒しを修造し三所の寺田を寄て
法會怠慢なる所せられ其夜の夢に
死しる二親東の西の進路に依て安養
院を造しる若し苦て夢に西方に
発去る刹那の身の罪業の為に二親
を助け給へと願の四刹是身有
解脱妙しく思ひ向し如男子三人（女子三人）
を産て法号行基菩薩心
つしかなられて真孝を（中宮の子）
行くらる今の安養院小化主是行基也冊

一

長谷寺　二中の板の例と者

人王五十九代　守文天皇養老元年
癸酉（十一月）（長谷寺建立の縁起并秘仏の
取巻と古賢の作宋朝廷玉家
の行幸仏像寺を所を建て久同
九年七月廿日天皇位を遁れ日雅（アマツヒツギ）寺宮
譲られと宣旨ひ下る其日の巳の刻
てしらう東宮孫に所の乳照ミヤ
まして弘所をくらんをもひんく林に

後住の日乃こと
ちうれハ天皇の御願なるゆ
ゑに遠く唐土に向て音信を傳へ観音
冥助を祈こと若大悪の成就に依て
ゆゑ〳〵遠流せしめ給て速に長谷に移て
八大観音の妙相を写き三十三身の御姿を
顕しまつり給へと御寺を今て引寺一ヶ所
ゆゑ〳〵敵侵の怨敵速に滅亡して世間安く
天氣もしに晴て一点の雲もなく〳〵
まこの四方の上に白雲たなびき其中に
形八尺ばかりなる十一面の大呪を四五人して
唱へ祈願する事有服の事掌に在り
目を驚かす所に御忽平癒ーヶ日
の中間なるに宮殿を御寺に移
し給ふ

1 御せもひかゝる碩徳天皇とまをす是なり
依て　宇多上皇度宗乃霊殿を写し昌
泰元年二月二日唐寺に移し給ひ同六日
吉日なり八大観音三十三身の像を作り始め
給ふて二年の秋の頃迄に地しめて仏の尊像安
置の所と定給ひ久利長勝寺是なり同
九日還御有望年十月十日　大上天皇出家
ゆ名を金剛覚と称し奉る仁和寺御室人平
法皇と申奉る御師匠言一流の祖師也
給ふ久皇なり同年二月
九二日に御帰京大四日に八大観音三
十三身宮殿を開服ーヶ大内署梨樹の
僧都蓋伝　廣沢流の祖師の長勝寺結界樹律師

重宝少地院祝師の円天六日新樂を奏し仏供養
導師は天台座主円供奉長吉丸円九七日
法皇還御ありて玉ひしかば其後代々仏事を
景宗し玉ふとゝ世下り拝所矣て仏殿
傳伝蒙塵し数仏の尊像破きやゝ多ひ
しかる間人王七十四代 多宝院法眼円院
仏像妊の時御母を夢トして姫宮をもうけ給
ひ八女院是を勅かせ給ふて保延四年十月
普寺に仏事修行して豊成男子の仏利生を一すち
に祈らせ玉ひしかる其後の比長勝寺阿闍
梨成海来て十九日八男子は殺せ女子は殺
仏像脱の姫宮をいだき山の奥陸奥山まで
行て日天まで嫁して高貴の男子を生人を

取り人事なく産して一夜の仏窟に
思ひて一夜の仏窟に還て玉ひしかる内
五年五月十八日若宮は涙生有様に帝位つか
せ玉ふて 近衛院と申しまつる八代第宗の
御事なり陸奥権守八虚空義光義家
ゆせい大事仕まつりて人を合せたかせ給ふ
て姫宮を御しまつりて近て世を治ふ
産一女院速疾の仏利生を蒙り拝ひ玉ひて
寿寺に於て稚くの仏真殿弁帝七孫を
陸奥一陸奥の御帰殿を建立玉ひしかる
程に其後寿永年中に打続て大飢饉
疫病して数多の仏像も亡て数立
玉ひしかる川上の元に長勝寺殿敷と申する

有其所ニ小殿ハ有ル是ハ昔の長勝寺の旧地ニ
ニ成ル所ニ今の長勝寺ハ伝有僧ニ仰ハ
彼寺号を取て 位牌の墓の場ニ名つけるニ
てむくしの所ニハ有ル人と云今掘出るニ
成ル二ツの板の迹ニ地とトモとハ
門上の苔ニハ有ル成て今の長勝寺是真昔
の孫ニ成ル門ニハ二ツの板ハ昔ニ今
の所ニ門上ニ有ル成板の大板と云ふの板
ニ成ル是ハ昔長勝寺廃して後川上
ニ小殿を設て長勝寺の名とよびなる
年久しく絶ぬれハ其ニ昔の孫と思ふて誤
くを仰ふるなる成し其三十三所の孫ハ今山下
の一切経坊ニ移して安置て八大観音ハいつ

こニ有ル成れ中ニ昔の法花の集ハ玉首
殿ニ安置して四十年後ニ成ル山ハ興光
山成れ有て彼殿ハ陽れ中ニ大真て
殿中の和ひとり心ハ有ん是真と云ふ
ニ成ル昔の宝て成ル成ル成ル
大殿て後ハ殿ニ成ル成ル是ハ成ル
ニ成ル心地身ハ無て成ル成ル仰白
ニ利ハ成て出ル是ハ成て御ハ成て主成
の中ニ主ハ成ハ成れハ成ル 昔天の板を流
霊験せ成ル成ル尋て又小屋を設ひ
安ニ成ル成ル今の長勝寺再真の所ニ成て
後光長長成ル成ル成て成ル成ル真の
所の家記ニ成ル成ル成ル成ル成ル成ル

て作られる様子なり　風ひきたる
世に稀なる重像なり　昔の八大観音の
中なるべし　はんとうハ古仏にして
八尺位　聖宝二大師の四天王ハ寛政の中
に焼失せり　ものもの　家康の真
廟を建立ふしか　今ハ長谷寺の古像
帰らせ　ひとつ　ものもの　家康の
経の力なり　宮中殿　厳顕の力なり　二大
師加持の力なり　最　明治維新

蓮花院

竹寺の隣り　孝孫天皇寺高丘せし
時仏蓮花院　此の頃武蔵を
上り　五十行春年

に勅して此　此ハ密法を修の地なり
且智の如来を彫造せし　同じ二尺古大の
宝形の宗也を立て安置せり　京都の後
天平神護二年高野の上に三方四方の寺を
作り　神護慶雲二年九月　仏天人下り
蓮花を院し　寺に号して蓮花院と号し
而大内の免田を附し　十二人の供僧を置ふ
とい　経記　竹寺廃して家寺となる
と　人今按に昔しの寺ハ今の御寺院
の廃なり　仏此蓮花院故に今の
蓮花院ハ去年　武井東の方入家之此真
隆長の故春之隠宅中侍し蓮花院の四
号を宮に名付く　別

五智院

興教大師自筆願文 伝曰朝熊岳寺所
傳歟 ― 云ふと云ふ寺を安す其中に大師の
小像を納む此寺東奥相馬の賢吉と云ふ
僧根願寺 ― 後普山に居るかたに
寄進の阿弥陀一安 ― 寄初より今に至る迄
和尚の弟子住 伝 ― 五智院乃
号に出和尚の筆体黄金岩を作りて永く
供奉とする門を伝曰其書を筆
院号を付ると云

御影堂

根十一間半 四八間半

本尊不動尊 弘仁年間英岳作 西来院文殊ハ
古仏一金仏の万々ヲ延両祖の像を安す
大元清浄寺討浄の今伝ハ月次十二日
の寺集大般若 御演 元一百の御彩供ふ
仏像に於て勅し具ハ幸中行事有寺
およ地内に有云蓮花の池むかし大人
下りて蓮花を拾ひ又夏蓮花の開に主也
もふ不動明王出現の事地乃
奇実有り事昊天新に法すかめし仏に
感ぜしせん今も仏を拝しまつる数若
を筆に事門を内に四道を石に書
三万一くき姿き之海を石塔婆を安し
毎夕塔を長千古ヶ蓮花池にみち侵れ

内閣文庫

こゝ花咲てちる一度の弓立葉萱草をさしけて
家の根をとゝけりゝ共おのつゝんのけかれ
をとゝゝき明蓬不惜の根を紙子近衛左大
しゝ花冠くゝし有不老草とゝ根を掘出し
根しとゝん今ハさゝし

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan